

5月の町のイベント&ごみ・資源収集カレンダー

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
						5/1 ○土曜開庁(午前) ◎おはなし会
2	3 ◎休み A 可燃 B プラ	4 ◎休み A 不燃・有害 B 可燃	5 ◎休み A 紙・布 B	6 ◎育児相談 A 可燃 B 不燃・有害	7 ◎消費生活相談 A プラ B 可燃	8 ○土曜開庁(午前)
9	10 ◎休み ◎生活習慣病相談 A 可燃 B びん缶・プラ	11 A ペット B 可燃	12 ◎消費生活相談 A B 紙・布	13 A 可燃 B ペット	14 ◎消費生活相談 A びん缶・プラ B 可燃	15 ○土曜開庁(午前) ◎論語を楽しむ
16	17 ◎休み ◎健康相談 A 可燃 B プラ	18 A 不燃・有害 B 可燃	19 ◎消費生活相談 A 紙・布 B	20 ◎育児相談 A 可燃 B 不燃・有害	21 ◎弁護士・行政相談 ◎消費生活相談 A プラ B 可燃	22 ○土曜開庁(午前) ◎古文書入門講座 ◎本に親しむ会
23	24 ◎休み ◎健康相談 A 可燃 B びん缶・プラ	25 A ペット B 可燃	26 ◎あそぼう会 ◎消費生活相談 A B 紙・布	27 ◎大腸がん検診 ◎出前保育 ◎消費生活相談 A 可燃 B ペット	28 ◎大腸がん検診 ◎出前保育 ◎消費生活相談 A びん缶・プラ B 可燃	29 ○土曜開庁(午前)
30	31 ◎休み ◎栄養相談 A 可燃 B プラ	6/1 A 不燃・有害 B 可燃	2 ◎消費生活相談 ◎人権相談 A 紙・布 B	3 A 可燃 B 不燃・有害	4 ◎育児相談 ◎司法書士相談 ◎消費生活相談 A プラ B 可燃	5 ○土曜開庁(午前) ◎おはなし会

◎=まなびあい(22ページ)、◎=保健(16ページ)、◎=相談(24ページ)、◎=すくすく(15ページ)、◎=図書館(23ページ)

5月の月例ハイキング

新緑コース(約8.3km)

— 木々の息吹を感じよう! —

ご都合にあわせ、好きな日にお歩きください。

受付 午前8時30分～9時 越生駅西口総合案内所
午前9時～午後5時 越生町観光案内所オーティック

コース 越生駅→世界無名戦士之墓→大高取山→桂木観音→オーパークおごせ→武州唐沢駅

※第2土曜日の大会は、新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の観点から8月まで中止とします。
※5月から越生町健康マイレージ事業の対象(月に1度の押印・10P)になりますので、お好きな日にお歩きください。
※受付時に月例ハイキングの参加カードとマイレージのカードをお持ちください。

図産業観光課 観光商工担当 ☎内線147

下段はゴミと資源の収集日

(A地区=八高線西側、B地区=八高線東側)

可燃:可燃ごみ、不燃:有害:不燃ごみ・有害ごみ、びん缶:びん類・かん類、紙・布:紙類・布類、ペット:ペットボトル、プラ:その他容器包装プラスチック
可燃ごみ/高倉クリーンセンター ☎271-1500
不燃ごみ・資源ごみ(紙・布類を除く)/川角リサイクルプラザ ☎294-4115
粗大ごみ/戸別有料収集受付専用ダイヤル ☎272-3344

5月の納税(5月31日まで)

固定資産税 第1期 全期

※バーコード印字のある納付書は、納期限内に限りコンビニやスマホ決済アプリでの納付に使用できます。スマホ決済アプリでは、「いつでも」「どこでも」スマホを使って納税できます。詳しくは納付書をご覧ください。

図税務課 収税担当 ☎内線132

子育て世代包括支援センター
からこんにちは!

新生児聴覚検査を受けましょう

お子さんが小さいうちは、耳が聞こえているかどうか周囲の大人には分かりにくいものです。「聞こえにくさ」は目に見えないので気づかれにくいですが、1,000人に1～2人の赤ちゃんは耳の聞こえ(聴力)に障がいがあるとされています。

新生児聴覚検査とは?

この検査は新生児の聴覚機能の状況を早期に把握することを目的にしています。赤ちゃんが寝ている間に音を聞かせてその反応を記録します。痛みなどの負担はなく、数分から10分程度で安全に行うことができます。多くは出生後、赤ちゃんが退院する前に病院で行われます。

検査の助成について

越生町では新生児聴覚検査に関する助成を行っています。今年度からは妊婦健康診査助成券と合わせて新生児聴覚検査助成券を妊婦の方にお渡ししています。詳しくは、子育て世代包括支援センターにお問い合わせください。

もし、聞こえにくいとわかって、早い段階で適切な支援を行うことで、言葉の発達等への影響を最小限に抑えることができます。早いうちに検査を受けてお子さんの耳の聞こえの状態を把握しましょう。

☎子育て世代包括支援センター ☎292-5505

町民相談

日時 5月21日(金) 午前10時

場所 203会議室

※要予約(先着順)

図総務課 自治振興担当

☎内線216

弁護士相談

日時 5月21日(金) 午前10時

場所 203会議室

※5月末までに予約(先着順)

図総務課 自治振興担当

☎内線216

行政相談

日時 5月21日(金) 午前10時

場所 203会議室

※要予約(先着順)

図総務課 自治振興担当

☎内線216

人権相談

日時 6月2日(水) 午前10時

場所 203会議室

※要予約(先着順)

図総務課 自治振興担当

☎内線216

消費生活相談

日時 毎週水・金曜日 午前10時～正午(新規の相談は11時30分まで)

場所 産業観光課窓口

※電話相談あり

図産業観光課 観光商工担当

☎内線147

年金相談

日時 平日 午前9時～11時

場所 町民課窓口

図町民課 国保年金担当

☎内線123

子育て相談

日時 平日 午前9時～11時

場所 子育て支援課窓口

図子育て支援課 子ども担当

☎内線162

教育相談

日時 平日 午前9時～11時

場所 中央公民館相談室

図学務課 学務担当

☎内線503

くらしの相談

日時 平日 午前9時～11時

場所 総務課窓口

図総務課 庶務担当

☎内線212

賃貸住宅の退去時のトラブルに注意しましょう

賃貸住宅の入居時に収める敷金は、故意や不注意によって生じた汚損や破損があった場合の修繕費用を差し引いて、借主に返還するものと考えられています。請求された「身に覚えのない修繕費用を請求された」など、修繕費用や作業内容に関するトラブルの相談が増えています。

「トラブルにあわないためのポイント」

- ①入退去時には、管理会社の立会いの下で汚れや破損などの部屋の現状を確認しましょう。その際、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮るなど、証拠となる記録を残しましょう。
- ②現状回復費用の内訳を出してもらい、立会い時に確認した内容と合っているか確認し、納得できない点は、貸主側に十分な説明を求めましょう。

くらしの110番

☎271-1100